

県南広域振興局長告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年10月23日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
にしお歯科クリニック	花巻市大迫町大迫第3地割145番地	平成21年8月31日
むらかみクリニック	一関市銅谷町3番10号	〃
有限会社水沢調剤薬局	奥州市水沢区字川原小路12番地	平成21年9月30日